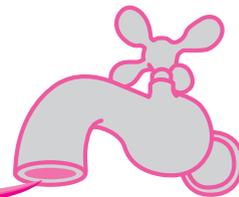


# 水道水 水質検査結果 11月



水道水は、法令等に定められた検査項目と頻度により水質検査を行っています。

11月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。

これらの検査結果は、上下水道課で閲覧することができますので、閲覧したい方は下記までご連絡ください。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

鏡野町役場 上下水道課 ☎0868-54-0001

## 平成21年11月水質検査結果

試験項目	法令による水質基準	水質検査結果									
		鏡野上水道	香北簡易水道	香々美簡易水道	中谷簡易水道	奥津簡易水道	羽出簡易水道	泉簡易水道	中央簡易水道	大簡易水道	本村簡易水道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	6.7	4.9	5.1	6.6	5.6	4.8	6.1	4.7	5.1	5.9
有機物	5mg/l以下	0.4	0.2	0.1	0.1	0.6	0.3未満	0.3未満	0.3	0.4	0.4
pH値	5.8～8.6	6.6	6.8	6.2	6.4	7.3	7.1	6.8	6.6	6.8	7.1
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

## 国民年金

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。その社会保険料控除を受けるためには、納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付する必要があります。

このため、昨年11月上旬に社会保険業務センター（現：日本年金機構本部）から、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、納付した方の控除対象となりますので、ご自身の保険料の額と合算して申告できます。（その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。



【控除証明書に関するお問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル

TEL.0570-070-117

平成21年11月2日～平成22年3月13日までの  
平日：8時30分～17時15分まで  
第2土曜日：9時30分～16時まで

※IP電話等の方は…

TEL.03-6700-1130 へおかけください。